

平成 23 年 3 月 25 日

厚生労働大臣認可  $\left( \begin{array}{l} \text{水 道 事 業 者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right)$  担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

水道水中の放射性物質のモニタリング調査結果の提供等について（依頼）

平成 23 年 3 月 19 日付け厚生労働省健康局水道課長通知「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について」において、水道水中の放射性ヨウ素（ $^{131}\text{I}$ ）が 300Bq/kg、もしくは放射性セシウム（ $^{134}\text{Cs}$ 、 $^{137}\text{Cs}$ ）が 200Bq/kg を超える場合には、原則、当該水道用水の飲用を控えるよう広報する旨お願いしており、また、平成 23 年 3 月 21 日付け厚生労働省健康局水道課長通知「乳児による水道水の摂取に係る対応について」において、水道水中の放射性ヨウ素が 100Bq/kg を超える場合には、原則、乳児による水道水の摂取を控えるよう広報する旨お願いしていることから、これらの要件に該当する場合は当課宛速やかな情報提供をお願いします。

一方、水道水中の放射性物質の測定値が、指標値を下回った場合において、摂取制限を解除するためには、各水道事業者が放射性物質の検出状況等を注視しつつ、それぞれの水道事業の事情も考慮して適切に判断されるものであるので留意願います。また、解除された際にはその判断理由を含めて当課宛速やかに情報提供をお願いします。

<参考>

○速やかな情報提供をお願いする場合

- ・ 飲食物摂取制限に関する指標値（放射性ヨウ素 300Bq/kg、放射性セシウム 200Bq/kg）を超える値が測定された時
- ・ 乳児用の指標値（放射性ヨウ素 100Bq/kg）を超える値が測定された時
- ・ 利用する住民に対する飲用制限もしくは乳児に対する水道水の摂取制限を解除する時

連絡先（担当者）

厚生労働省水道課

水道水質管理室

TEL : 03-5253-1111 (4032)

FAX : 03-3503-7963

E-mail: [suidougijutsu@mhlw.go.jp](mailto:suidougijutsu@mhlw.go.jp)